



令和7年 9月

四万十町議会 定例会

町長行政報告

本年3月、県は令和7年度から8年間を対象とする「県立高等学校再編振興計画」を策定・公表しました。この計画のうち、令和7年度から令和9年度までの前期計画における、地元高校の今後のあり方については、窪川高校では、「入学者数41人以上、地元からの進学率50%以上」、四万十高校では、「入学者数25人以上、地元からの進学率70%以上」という努力目標が設定されています。

これらの目標を達成するため、学校と市町村、そして地域が連携し、アクションプランを策定・実行のうえ、学校の魅力化・特色化を推進していくこととされています。

アクションプランには、両校の共通の取り組みとして、一人の個性を伸ばす少人数教育や地域課題探究活動の充実、部活動の支援、地域外からの生徒受入体制の強化、併せて、学校生活に対する満足度が高く、進路実現が着実に図られている現在の学校運営の状況について、積極的に情報発信を行っていくことも掲げています。学校別では、窪川高校においては、DX

地元高校の振興

ハイスクールの取り組みや韓国の高校との交流事業など、四万十高校では、中高一貫教育の連携強化や特色ある自然環境コースの取り組みなどを盛り込んでいます。

一方で、こうした努力目標が達成できない、または達成の見通しが立たない場合は、分校化や統廃合、市町村による維持などについて、関係者との協議を経て、その結果が後期計画に反映されることになっています。

人口減少のさらなる進行が予測される中において、地元高校の存続は、地域の活性化と持続的な維持にとって不可欠であり、極めて重要な喫緊の課題であると認識しています。

こうした状況の中、窪川高校では部活動の活性化策の一環として、高校野球部の復活に向けた協議が進められています。野球部の復活は、生徒数の確保や学校生活の活性化につながるだけでなく、地域全体に大きな活気と好影響をもたらすものと期待が寄せられています。現在、指導者および生徒の確保、さらに、町外からの生徒に対する住居や活動環境の充実に向けて、関係者と協議を重ねており、早急に対応を進めています。

町としても、令和9年度までの前期計画期間が、地元高校の将来を左右する極めて重要な振興期間であると強く認識しています。このため、危機感を持って取り組みとともに、地域全体で応援の意識を醸成しながら、アクションプランの着実な実行を通じて、さらなる振興を目指していきます。

地元高校の存続は地域の未来に直結する重大な課題であり、住民の皆さま一人一人にとって、極めて身近な問題です。今後の高校振興に向け、皆さまの深いご理解と引き続きのご協力を心よりお願い申し上げます。

町職員の懲戒処分

9月1日に公表しました本事業は、令和6年度まで農林水産課林業振興室に在籍していた職員による公文書の不適正な取り扱いによりまして、懲戒処分を行ったもので、公務員の信用を失墜させるとともに、町民の皆さまにご迷惑をお掛けした不祥事であり、心からお詫び申し上げます。

担当職員は、令和5年度および令和6年度において、補助事業の必要書類である「県税の滞納がないことの証明」について、

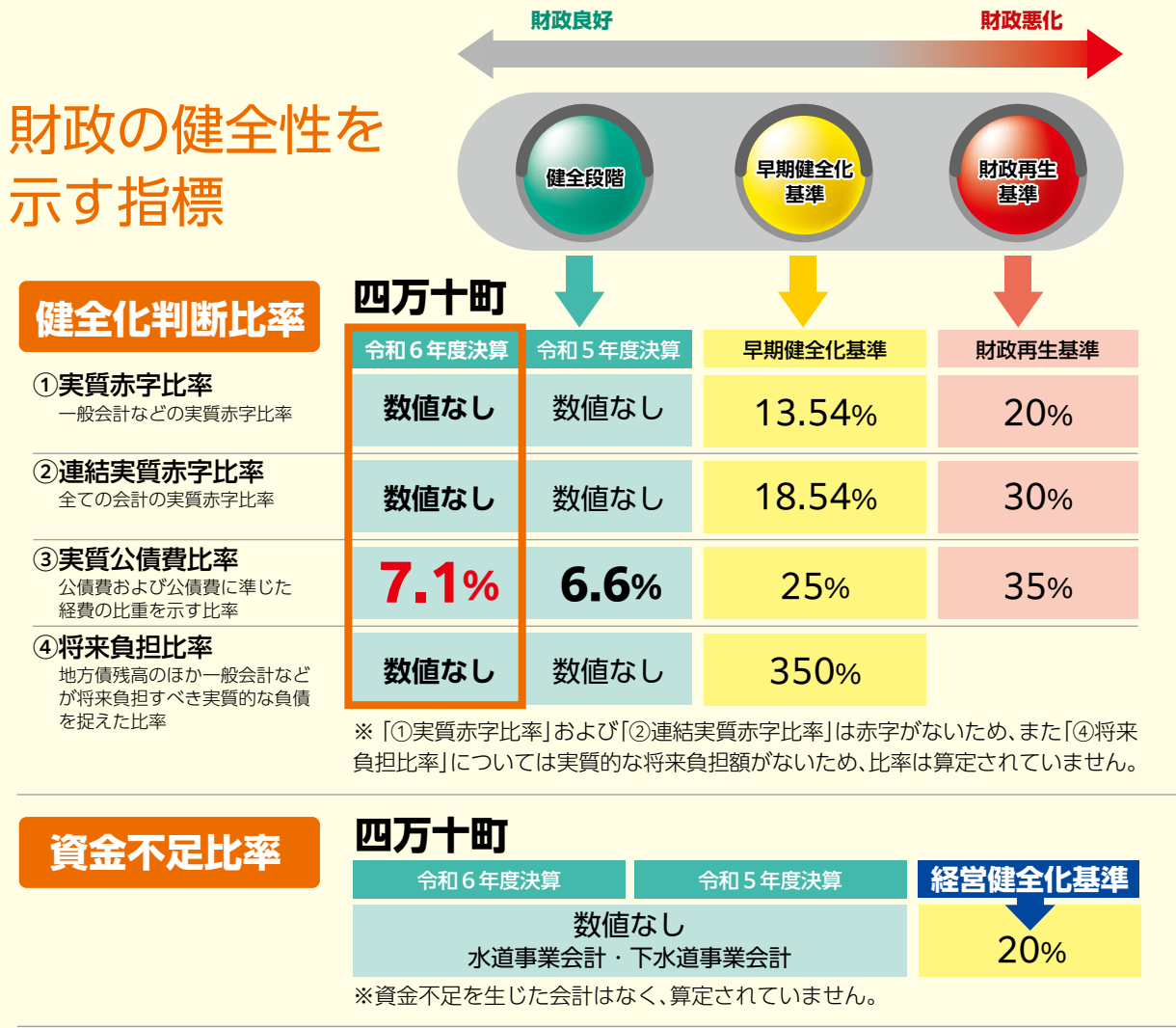
町民の皆さまには、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

財政健全化法に基づく健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和6年度決算に基づく「健全化判断比率」ならびに公営企業会計ごとの「資金不足比率」を公表します。この法律は、地方公共団体の財政状況を指標として算定・公表し、健全化の状況をより明らかにするためのものです。

本町における「健全化判断比率（4指標）」と「資金不足比率」は、いずれも下表のとおり健全化法の基準である「早期健全化（経営健全化）基準」を下回っており、現時点では適正な水準にあります。今後も四万十町総合振興計画に位置づけられた将来像に向け、健全な財政を維持していきます。

※ 下表の早期健全化（経営健全化）基準および財政再生基準は、いずれも令和6年度決算に対する基準を表示しています。
※ 各指標の算定資料の書類などは、総務課（財政班）に備えています。



◆財政健全化法に基づく健全化判断比率等について

健全化判断比率（資金不足比率）とは、地方公共団体における財政の健全性を示す基準の一つで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、必要に応じて早期に是正することにより、地方公共団体の財政破綻などを未然に防ぐことを目的としています。

各指標には、財政規模などによって「早期健全化基準（経営健全化基準）」と「財政再生基準」といった基準が定められており、健全化判断比率のいずれかが「早期健全化基準」以上となった場合、または資金不足比率が「経営健全化基準」以上となった場合は財政健全化計画を策定し、健全化に向けて計画的に取り組まなければなりません。また、健全化判断比率のいずれかが「財政再生基準」以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、財政再生計画を策定し、国などの関与による確実な再生が求められることになります。

※各指標とも、数値が低い（または算定されない）ほど財政状況が健全であることを示しています。

基準の説明



早期健全化基準

健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による財政健全化が求められます。



財政再生基準

健全化判断比率（①から④の比率）のうち、いずれかが財政再生基準以上となった場合は、いわゆる赤字再建団体となり、議会の議決を経て財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生が求められます。

経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による経営健全化が求められます。